

夫・妻が亡くなったならやること一覧【チェックリスト】

いつまでに (推奨)	どこで		なにを	ポイント	チェック
1日目 (死亡当日)	病院等		死亡診断書をもらう	用紙は死亡届とセットになっている。 役所に提出すると返却されないため、複数枚コピーをとる。	☐
			退院の手続き	領収書は保管する。	☐
	葬儀屋さん		葬儀会社の選定 お通夜・葬儀の段取	ご遺体の搬送についても確認しておく。	☐
	—		近親者への連絡	通夜・葬儀の日程が決まっていればそれも伝える。	☐
2日目	役所・役場		死亡届の提出	※ 葬儀屋さんが代行してくれる場合は不要	☐
			火葬許可証の取得	火葬をするために必要。 ※ 葬儀屋さんが代行してくれる場合は不要	☐
	葬儀屋さん		お通夜	葬儀屋さんと打ち合わせて段取りを確認しておく。	☐
3日目	葬儀屋さん		葬儀	葬儀屋さんと打ち合わせて段取りを確認しておく。	☐
	火葬場		火葬	火葬許可証が必要。 火葬後は、埋葬時に必要となる「火葬済の証明」をもらう。	☐
5～7日目	葬儀屋さん		葬儀代の支払い	葬祭費の支給申請等に必要なため、領収書は大切に保管する。	☐
7～10日目	役所・役場 (亡くなった人の本籍地)	戸籍担当等	除籍謄本（戸籍謄本）の取得	多くの相続手続きで必要となる。 亡くなった人の出生～死亡までの一連の戸籍が必要になることも多いので、同じ役所で取得できるものがあればまとめて取得しておく。 郵送でも取得可能。	☐
	役所・役場 (亡くなった人の住所地)	住民票担当等	住民票の除票の取得	年金の手続き等で必要となる。郵送でも取得可能。	☐
			世帯主変更届の提出	14日以内の期限を渡過すると5万円以下の過料の可能性あり。 ※ 該当しない場合は不要	☐
		国民健康保険担当 後期高齢者医療保険担当	健康保険証の返還		☐
			資格喪失届の提出		☐
			葬祭費支給申請用紙の取得		☐
			高額療養費支給申請用紙の取得	※ 該当しない場合は不要	☐
		介護保険担当	介護保険証の返還		☐
			資格喪失届の提出		☐
			送付先変更届の提出		☐
			還付金の申請	相続税の申告が必要な場合は申請書のコピーを取っておく。 ※ 該当しない場合は不要	☐
		障がい担当	障がい者手帳の返還		☐
			未払い手当の申請	相続税の申告が必要な場合は申請書のコピーを取っておく。 ※ 該当しない場合は不要	☐
	年金事務所 (亡くなった人の住所地)		年金受給者死亡届の提出	※ 日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は原則不要。	☐
			未支給年金・遺族年金の請求	※ 該当しない場合は不要	☐
	最寄りの警察署		運転免許証の返還	※ 返還は必須ではない。	☐
11～14日目	各契約会社 (公共料金)	電気会社	解約（または名義変更）	使用量のお知らせなどでお客番号がわかると手続きがスムーズ。	☐
		ガス会社		同上	☐
		水道局		同上	☐
	各契約会社	インターネット	解約（または名義変更）	契約会社や連絡先は料金明細書や引き落とし口座の通帳で確認する。	☐
		固定電話		同上	☐
		携帯電話		同上	☐
		NHK		「NHKふれあいセンター」に連絡する。 (フリーダイヤル) 0120-151515 (ナビダイヤル) 0570-077-077	☐
	生命保険会社		死亡保険金の請求	保険証券・契約内容のお知らせなどを探して連絡する。	☐
14日目～3ヶ月	自宅等	遺言書の有無の確認	自宅・銀行の貸金庫・法律事務所・法務局などに保管されている可能性がある。 自筆の遺言書は勝手に開封せず、家庭裁判所で「検認」を。	☐	
	金融機関等	遺産の確認	借金やローンなどのマイナスの財産に注意。	☐	
	亡くなった人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所	相続放棄・限定承認	3ヶ月の期限を過ぎないように注意。 ※ 通常通り相続する人は不要	☐	
3ヶ月～10ヶ月	亡くなった人の死亡当時の納税地の税務署		亡くなった人の準確定申告	4ヶ月の期限を過ぎないように注意。	☐
	亡くなった人の住所地を所轄する税務署		相続税の申告	10ヶ月の期限を過ぎないように注意。 税理士への相談は6ヶ月以内にすると良い。	☐
10ヶ月～1年	相手方（受遺者・受贈者）		遺留分侵害額請求	1年の期限を過ぎないように注意。	☐

空き家などの不動産の処分に困ったら

いつまでに (推奨)	どこで	なにを	ポイント	企業一覧	チェック
できるだけ早く	不動産仲介会社 (ウェブサイト)	不動産の価値の査定依頼	立地等がよければしっかり値段がつく「仲介」での売却を検討。 まずは無料一括査定から着手。		☐
できるだけ早く	不動産買取業社 (ウェブサイト)	不動産の価値の査定依頼	仲介で売れない物件も、専門業者が直接買い取ってくれる。 まずは無料査定を依頼する。		☐
できるだけ早く	不動産引取業社 (ウェブサイト)	不動産の有償引取の 見積もり依頼	売れない不動産は、負担を最小限に留めて手放すことを検討。 不動産引取りサービスなら、解体するより安く済む可能性大。		☐

不動産の相続で困ったら「**不動産相続ガイド**」で検索！